

庶務 4つの出張所の今後の動向について

Q

次の6点について伺う。
1 4出張所の合計経費(人件費を除く)について

2 地域人口の格差による仕事量で、職員の士気に影響はないか

3 統合される温泉小学校に温泉出張所・公民館を移転し、活用することについて

4 箱根出張所を観光スポットとしての活用について

5 宮城野出張所をさくら館に移転することについて

6 仙石原出張所を現状維持していくことについて

1点目について、臨時庁務員雇用のための賃金をはじめ、出張旅費、消耗品費、通信費、清掃や警備委託料、下水道使用料など、平成19年度予算では、合計で783千円を計上している。

2点目について、出張、研修、休暇による職員の不在等を考え、3名の職員を配置しているが、休暇等が重なり、人手不足となる場合は、本庁総合窓口を含め、出張所間で

連絡を取り、相互に応援・協力をする体制をとっているの

で、士気に大きく影響を及ぼすことはないと考えている。

3点目について、現在の出張所は、国道1号に面しており、利用者の交通安全上や駐車スペースが少ない等の問題があるので、協議・検討を行い、学校跡地の利用案の一つとして考えている。

4点目について、出張所を他の用途に変更や増改築に関しては、管理者の小田原土木事務所と協議する必要がある

と同時に、町全体の公共施設の利用方法や地域住民の方の意見等も参考にして考えたい。

5点目について、さくら館を福祉関係以外の施設として使用する場合は、補助金の返還が生じるなどの問題があるので、現在、移転については鋭意検討をしている。

議会トピックス

現在、町では、(仮称)箱根町住民自治基本条例の制定に向け準備を進めています。

また、学校跡地の利用等についても、種々検討を行って

います。これらの重要な町の施策について、町議会としても行政と

一緒になって協議をしていく必要があることから、昨年12月3日に開催された議会全

員協議会において、「(仮称)箱根町住民自治基本条例検討協議会」と「学校跡地等利用検討協議会」を議会に設置

しました。



みんなで創る自治基本条例フォーラム

○(仮称)箱根町住民自治基本条例検討委員会
平成20年1月22日に会議を開催し、「みんなで創る自治

基本条例フォーラム」の結果や「自治基本条例職員研修会」の開催、並びに自治基本条例に係る意見聴取の実施などについて、所管課から報告を受け、活発な意見交換を行いました。

○学校跡地等利用検討協議会
平成20年1月22日に会議を開催し、学校跡地利用に係る

地域住民との意見交換会や提案の募集結果、並びに利用計画スケジュールなどについて、所管課から報告を受け、活発な意見交換を行いました。

○費用弁償の廃止
本会議や委員会等の出席時に支給していた費用弁償(交通費実費)を本年1月から廃止しました。

○政務調査費の一部改正
政務調査費とは、議員の調査研究に資するため、必要な経費として地方自治法で認められているもので、「年額6万円」を「年額12万円」に増額をし、より一層の議会活動の活性化を図るものです。

また、収支報告書に添付する領収書等については、今まで議会の申し合わせの中で、処理をしていましたが、透明性、公平性をより高めるため、条例の中で収支報告書に領収書等を添付することを義務付けました。



学校跡地等利用検討協議会

議会改革への取り組み

地方分権が進む中、町議会といたしましても、時勢に即応するとともに、さらなる議会改革に取り組んでいます。

平成19年10月4日から3常任委員会が2常任委員会になり、また、この12月定例会においても、次の議案を可決し、議会改革をさらに進めることができました。

○費用弁償の廃止
本会議や委員会等の出席時に支給していた費用弁償(交通費実費)を本年1月から廃止しました。

○政務調査費の一部改正
政務調査費とは、議員の調査研究に資するため、必要な経費として地方自治法で認められているもので、「年額6万円」を「年額12万円」に増額をし、より一層の議会活動の活性化を図るものです。

また、収支報告書に添付する領収書等については、今まで議会の申し合わせの中で、処理をしていましたが、透明性、公平性をより高めるため、条例の中で収支報告書に領収書等を添付することを義務付けました。

また、収支報告書に添付する領収書等については、今まで議会の申し合わせの中で、処理をしていましたが、透明性、公平性をより高めるため、条例の中で収支報告書に領収書等を添付することを義務付けました。